

戦略的なインフラ・システムの海外展開に向けて
～主要国別関心分野ならびに課題 2016～

一般社団法人 日本経済団体連合会

2016年11月15日

1. インフラ海外展開に係る政府の取組とその成果

わが国政府は、「日本再興戦略」(2013年6月)において、2020年を目処にインフラ輸出を30兆円に拡大することを成長戦略の柱に据え、これを具現化すべく、毎年、「インフラシステム輸出戦略」を策定すると共に、トップセールスを通じて受注獲得に努めている。実際、インドの高速鉄道での日本方式の採用、日本企業が受注したタイの都市鉄道の操業開始、ベトナムに続いてミャンマーでの輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)導入など、着実に成果をあげている。

また、インフラ海外展開に係る国際的なルール作りの場においても、わが国はイニシアティブを発揮している。例えば、昨年、OECDガイドライン改定に際して、高効率石炭火力発電の輸出に係る公的投融資の余地を残すことができたことは特筆に値する。新興国において電力需要が大幅に伸びる中、石炭火力はベースロード電源として重要であり、環境保護との両立の観点から、わが国が最先端技術を有する高効率石炭火力発電やクリーンコール・テクノロジーの果たす役割は大きい。

さらに、政府は、「質の高いインフラパートナーシップ」(2015年5月)、同フォローアップ(2015年11月)を発表し、円借款の多角化・迅速化、国際協力機構(JICA)海外投融資の対象拡大、国際協力銀行(JBIC)のリスクテイク機能の強化等の施策を打ち出している。また、本年5月、G7伊勢志摩サミットに際して発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」では、世界の幅広いニーズに応えつつ、本邦企業の受注獲得を支援すべく、JICA、JBICに加え、日本貿易保険(NEXI)、海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)を通じて今後5年間に約2000億ドルのリスクマネーを供給するとしている。これら公的資金による支援は、企業による民間資金を活用したインフラ投資の呼び水として不可欠であり、経済界として歓迎する。同時に、リスクテイクに対応し、これら公的機関の財務基盤強化のための措置を適宜とることも必要である。

2. インフラ受注拡大に向けた課題

上記の取組が成果を挙げる一方で、「インフラ輸出 30 兆円」の目標に向けて、電力(石炭ガス化複合発電、超々臨界圧石炭火力、原子力等)、通信、高速鉄道、都市交通、スマートシティ、工業団地、電子政府、医療、防災等をはじめとするわが国企業が強みを持つ分野での受注を伸ばすためには、下記の対策が不可欠であり、「経協インフラ戦略会議」の司令塔機能を強化し、省庁横断的に対応することが求められる。

(1) 国内における制度改善

①円借款

「質の高いインフラパートナーシップ・フォローアップ」において、円借款の諸手続を合理化し、要請、コンサルタントの調達、詳細設計、本体入札のプロセスにおいて従来は最短で 3 年かかっていたところ、1.5 年にまで短縮することが発表された。欧米諸国、中国、韓国等との熾烈な競争が展開される中、援助供与の迅速化は受注獲得のための重要な要素であり、その着実な実施が求められる。

同じく「質の高いインフラパートナーシップ・フォローアップ」において導入が決定した「ハイスペック借款」については、対象案件や利率などの供与条件を確定させることが急務である。また、産業立地の基盤となるインフラが不足しているにも係らず、円借款の利用・要請をためらう傾向のある国も少なくないことに鑑み、周辺インフラの一部を無償資金協力のスキームで整備する、インフラ施設完成後の O&M に係る人材育成を技術協力や無償資金協力で行うなど、パッケージ化を図ることで円借款をより魅力的にすることが求められる。

鉄道事業のように需要リスクが高い場合、収益性確保を可能とする制度が不可欠である。この点、既に VGF(Viability Gap Funding)円借款が制度化されているが、活用事例は多くない。VGF 円借款についても、上記の通り技術協力や無償資金協力とのパッケージで提案するなど、相手国にとって魅力のあるものとすると共に、新たな制度として VGF そのものについても無償資金協力を活用することを検討すべきである。

STEP 円借款については、その優位性を説明することで活用促進を図ることが求められている。すなわち、本邦技術を活用することで、仮にコストが高くなる

ことがあったとしても、金利 0.1%、償還期間 40 年(うち据置期間 10 年)と譲許性が高く、返済総額では決して他国借款に比して遜色ないことを示すべきである。具体的には、過去の STEP 案件ごとに借入金と支払い総額(実績・見込)を算出し、併せて、当該インフラの品質評価、経済効果などを客観的に数値化した上でホスト国に提示す等の手法が考えられる。

EPC のみならず、メンテナンスおよびリハビリテーション(老朽化した機器の改修・更新等)にも積極的に円借款を供与し、既往案件のリハビリテーションに対し随意契約化を推進するなど、既存の枠組の中でのより柔軟な対応も求められる。

円借款の契約約款について、JICA が推奨する Standard Contract Form が使われないケースが散見される。課税に係る問題や現地側負担事項の遵守に関し、本邦企業が不利にならないよう、JICA の審査機能の強化が求められる。

②JICA 海外投融資

JICA 海外投融資については、「先導性」の解釈が柔軟になり、過去に類似案件への融資実績があっても、市中銀行の非譲許的な融資では対応できない場合は融資の対象とされることになったほか、市中銀行との協調融資も可能となった。これによって、企業がインフラ投資を行う際のファイナンスの選択肢が拡大することが期待される。

他方、海外投融資については、審査の迅速化を求める要望が企業より多数挙げられている。「質の高いインフラパートナーシップ・フォローアップ」において言及されている、民間企業等の申請から原則 1 ヶ月以内に審査を開始するという点を徹底することが求められる。また、基礎部分を円借款で賄い、採算性が見込める部分は民間資金ならびに海外投融資を活用することで、パッケージ型のインフラ海外展開を推進すべく、JICA における円借款担当部門と海外投融資担当部門の連携を一層強化することが不可欠である。さらには、海外投融資案件の発掘を念頭に置いた PPP・FS の活用促進も課題である。本件に関し、随時受付の導入、外国企業との共同提案の受理、ホスト国側に対する支援メニューの説明徹底等の方針が打ち出されていることを歓迎する。柔軟な運用を通じて、海外投融資活用案件の形成に結びつけることが重要である。

③JBIC 投融資

JBIC 投融資については、「特別業務勘定」が創設され、同勘定を活用した案件については、勘定全体で収支相償原則を満たすことを前提に、個別案件ごとの償還確実性は問われないこととなった。これに伴い、リスクを伴うものの、わが国企業が有する技術を活用できる案件に果敢に取り組む余地が拡大するものと期待される。公表された特別業務指針に則して、一般業務とは異なる真のリスクテイクとなる積極的な運用をすべきである。

また、JBIC 投融資の対象拡大も重要である。例えば、電力や都市交通の分野でのインフラ需要が見込めるパキスタン、制裁解除により今後インフラ受注競争が想定されるイラン等におけるプロジェクトへの供与を求める企業が多数存在する。

④貿易保険等

NEXI 海外投資保険のカントリーリスクに係るカバー率が 100%に拡大されたことや、市中銀行によるローカル・バイヤーズ・クレジットに対する NEXI のピュア・カバーが可能となったことなども企業のインフラ投資へのインセンティブとなる。来年 4 月に予定されている NEXI の特殊会社化も見据え、中小企業を含む民間のニーズに応じた木目細かい商品提供(例えば、現状では活用事例が少ない「技術提供保険」の普及促進など)が行われるよう期待する。また、対象の拡大も重要である(例えば、米国との国交回復により、わが国企業の進出、インフラ投資が見込まれるキューバに対する貿易保険枠の拡大など)。

なお、不確実性が増しているグローバル経済において、リスク対応は従来以上に重要であり、プロジェクトの組成にあたっては民間で負いきれないリスクに如何に対応すべきか、事前の官民対話をより充実させることが不可欠である。

⑤各省が主導するインフラ支援事業

各省が主導する制度(例えば、エネルギー対策特別会計を活用した「エネルギー需給緩和型インフラ・システム普及等促進事業」など)については、将来、円借款

案件や JBIC 投融資案件として結実するよう、FS の段階から JICA、JBIC の連携を図ることが重要である。

また、日本の優れた技術を視察する機会を提供する人材招聘事業は、日本の最新技術に関する理解を深めると共に、インフラ関係者の評価能力を向上させることで質の高いインフラ海外展開に寄与するため、更なる予算ならびに件数の拡充が求められる。このほか、技術協力、実証・テストマーケティング事業も重要である。例えば、開発リスクが高い新興国における地熱発電事業の検討に際し、地熱井戸の掘削や抗口発電用機器の無償支援の推進が有用である。

(2) 国内における経験の蓄積

わが国が世界のインフラ市場において技術的優位性を維持するためには、国内においても当該インフラを稼働・更新することで技術水準を向上させると共に、人材育成を通じて、次世代に技術を継承することが不可欠である。また、個々の優れた技術を有していながら総合力では外国企業が優勢な分野において国際競争力を強化すべく、国内での PPP・PFI の経験を蓄積することも重要である。

(3) ホスト国における制度改善

①入札制度の改善

インフラ海外展開にあたっては、ホスト国側の制度改善も不可欠である。まず、昨年 5 月の「質の高いインフラパートナーシップ」で提唱された、「一見、値段が高く見えるものの、使いやすく、長持ちし、そして、環境に優しく災害の備えにもなるため、長期的に見れば安上がり」なインフラの普及を図るためには、イニシャルコストのみならず、O&M を含めた品質、技術力の優位性、およびそれらによるライフ・サイクル・コストの低減等を総合的に評価する入札制度を各国に定着させる必要がある。技術協力のスキームを一層充実させ、法制度に関するアドバイザーを派遣するなどの取組が求められる。

②わが国規格の普及

わが国の規格の普及も課題である。実際、円借款案件であっても、発注者側より日本と異なる規格を要求されたため、海外サプライヤーを下請けとせざるを

得ないケースも存在している。ホスト国政府やインフラ事業を手がける政府系機関にわが国の技術基準・規格を専門とするコンサルタントを派遣し、案件形成の上流段階からわが国の規格を浸透させる必要がある。

③貿易投資障壁の解消・ビジネス環境整備

わが国企業は、海外でインフラ事業を行うにあたり、資材・機材に高関税が課される、通関手続が煩雑である、ローカルコンテンツ要求が厳しい、技術員の派遣が制約される、知的財産権の保護が不十分である、送金が規制される等の障壁に直面することも少なくない。二国間 EPA の再協議、TPP の早期発効、日 EU・EPA ならびに東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の早期妥結等を通じて、これらの課題にも対処していく必要がある。

また、資機材の内陸輸送、施設の建設・オペレーションに際しての障害等、案件受注後、契約履行時に発生し得る諸問題に対処すべく、現地におけるビジネス環境を向上させることが不可欠である。ホスト国政府、州政府、国営企業等には、EPA の下に設置された「ビジネス環境整備に関する小委員会」における協議等を踏まえ、恒久的な解決策を講じることが求められる。

3. 過去の事例の検証

「インフラシステム輸出戦略(平成 28 年度改訂版)」には、「インフラ輸出に係る過去の事例を検証の上、教訓・課題を整理し、今後の受注に活かす」ことが記載されている。その際、インフラ海外展開のための既存のメニュー(例えば上記 VGF 円借款、STEP、海外投融資、各省が主導する FS 制度等)がどの程度活用されているのか、活用されていないとすれば要因は何か、企業の意見を踏まえ、必要な制度改善を行うことが不可欠である。

また、ホスト国政府がマスタープランを策定する上流段階から戦略的に関与すべく、現地で活動を展開する日本企業に蓄積された経験を検証した上で、各種法制度整備やわが国の規格の浸透に取り組むことが求められる。入札図書 の 策定、資格審査、入札評価等の下流段階についても過去の事例等を検証し、本邦企業の受注に向けた戦略を詰めることが求められる。

これらの点についても、「経協インフラ戦略会議」が主導し、PDCA（plan-do-check-act）サイクルを廻すことで検証結果が受注獲得に結びつくよう取り組むべきである。

4. 安全の確保

2013年1月のアルジェリア、本年7月のバングラデシュなど、邦人が犠牲となる事件が相次いでおり、わが国は決してテロ事件と無縁ではなくなっている。海外インフラ事業に携わる人員の安全確保が（JICAとの契約の有無を問わず）喫緊の課題となっている。日本政府には、在外公館を通じて当該国の治安当局、欧米の駐在武官等と緊密な関係を構築することで、当該国の治安情勢に関する高度な情報を収集・分析し、その結果を民間企業にも提供する等、対応の強化を求める。また、治安・セキュリティ分野で無償資金協力や円借款案件を推進する場合、日本企業は、顔・指紋認証、行動検知、街中監視等に関する最先端技術の提供を通じて貢献していく。なお、安全対策は、当該国においてインフラ整備を推進し、同国の持続的発展を支援するための前提条件である。したがって、安全対策のための費用が理由で、本来当該国に対して供与されるべき ODA が削減されるようなことがあってはならないことは言を俟たない。

経団連では、インフラ輸出戦略が官民連携で着実かつ的確に進められるよう、民間企業の関心国・地域、分野ならびに克服すべき課題について、2013年より、アンケート調査に基づく提言を公表している。今年度の主要国別の考え方は、下記の通りであり、今後の政府のインフラ輸出戦略に反映されるよう求める。

第二部 主要国・地域別概観

I アジア

1. インドネシア

2億5000万人を超える人口を擁し、ASEANのGDPの約4割を占めるインドネシアは、消費市場ならびに製造業のサプライチェーンにおける拠点としての重要性が益々高まっており、日本企業も1500社あまりが同国でビジネスを展開している。しかし、同国では、電力、通信、鉄道、港湾、石油化学プラント、上下水道、工業団地等の企業活動に不可欠な基幹インフラが不足しているのが実情である。ジョコ・ウィドド政権は「国家中期開発計画 2015－2019」において、総額5500兆ルピア(約43兆円)のインフラ投資を想定しており、資金調達を含め、その具現化が急務となっている。しかし、同国では、建設業に対する外資規制、過度なローカルコンテンツ要求、土地収用の遅れ、行政手続や税制の不透明性等、インフラ事業を進める上での弊害も少なくない。また、本年7月に導入された、国内取引のルピア決済義務については、為替リスクをヘッジするためのコストがかかる等の弊害が多く指摘されている。2015年3月の日尼首脳会談で合意された「日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ」(PROMOSI)を早期に開催し、両国間の官民対話を通じて制度改善を図ることが求められる。

(1) 電力

個別分野に関しては、「国家中期開発計画 2015－2019」に基づいて推進されている「35GWの電力開発計画」への貢献が当面の優先事項である。同計画の大半が石炭火力発電であるため、わが国の技術を活かした超々臨界圧石炭火力発電所プロジェクトを推進していく余地は大きい。ただし、同計画では、政府保証付きの案件に限られているため、サブソブリン(国営企業)向け政府保証なし円借款、JBICならびにNEXIによる政府保証なし案件への投融資と貿易保険付保が期待される。インドネシア側にも、過度なローカルコンテンツ要求の是正、土地収用の迅速化、官民リスク分担の適正化、VGFスキームの確立、国内取引のルピア決済義務の改善等が求められる。

電力分野については、地熱発電も世界第2位のポテンシャルがある。しかし、有

効な地熱資源データがなく、初期投資が多額であるため、開発リスクが高いのが実情である。JOGMEC や JICA による地熱資源調査への補助、ならびに、インドネシア側に対するデータ収集・分析に関する技術支援が必要とされる。このほか、インドネシアは島嶼国であり、遠距離送電が困難な場合があるため、小水力や洋上 LNG 発電などの分散型電力供給施設への需要も大きい。洋上 LNG 発電については、同国のカボタージュ政策により、発電設備を備えた船舶にインドネシア船籍が義務付けられ、その場合、外資比率が 49%に制限される可能性がある。プロジェクトの円滑な推進の観点から、柔軟な対応が求められる。

(2) 石油精製・石油化学

インドネシアは世界有数の産油国であるにも関わらず、製油所・石油化学プラントが不足しているため、石油ならびに石油製品の過半を輸入に依存しているのが実情である。国内でのエネルギーの安定供給、製品の高付加価値化の観点から、これら施設の増設が課題である。本件については、多額の資金を要するため、JBIC の投融資が不可欠である。また、インドネシア側には、建設業に対する外資制限、過度なローカルコンテンツ要求、ルピア決済義務の緩和が求められる。

(3) 都市鉄道

鉄道については、ジャカルタ都市高速鉄道(MRT)東西線、南北線の第 2 フェーズ等、複数の大型案件が計画されている。日尼両政府には、STEP の活用を含め、本邦技術が十分活かされる方策の検討が求められる。仮に STEP 活用により応募資格が本邦企業に限定された場合、結果として一社入札となる可能性もあるが、技術要件を満たせば入札を成立させるなど、柔軟な対応が必要である。

(4) 港湾

インドネシア政府は前政権の下、2012 年に港湾マスタープランを策定し、JICA の協力準備調査を活用し、チラマヤ新港整備事業の FS を進めてきた。チラマヤ港は、ジャカルタの外港であるタンジュンプリオク港への貨物の集中を分散させ、首都と工業団地を結ぶ高速道路の慢性的な混雑の解消にもつながると期待されたことから、首都圏投資促進特別地域(MPA)プロジェクトの最優先事業に位置付けられ、日本側も円借款の活用を想定していた。しかし、現政権は、2015 年 4 月に計画を白紙撤回し、本年 2 月に候補地を西ジャワ州パティンバンに変更する旨通告した。パティンバン新港案件については着実に進める必要があるが、

このようにマスタープラン策定から年数が経過した後に計画が変更されれば、これまでの FS 費用が無駄になるばかりでなく、プロジェクトが大幅に遅延する。同国において政策の一貫性が保たれるよう求める。

2. フィリピン

フィリピンは、外資優遇策が比較的充実しているほか、1 億人を超える人口を擁し、市場としての規模も大きいことから、1500 社程度の日本企業が進出している。本年 6 月に発足したドゥテルテ新政権も、インフラ整備の推進、外資制限野緩和等を標榜しており、ビジネス環境整備が進むことが期待される。

インフラに関し、同国最大の懸案は、発電能力の向上によって、ASEAN 諸国で最も高額な電力料金を引き下げることである。原子力発電所が存在せず、環境への配慮のため石炭火力発電所の新規建設許可の取得も難しい中、同国では LNG が主力電源である。なお、国内のガス田が枯渇し、近々 LNG を輸入に依存する見通しであるため、LNG 受入基地の整備も必要とされている。地熱発電も有望であるが、採算性の問題があるため、VGF の導入等の支援策が検討されるべきである。資金面については、電力民営化により ODA が活用できないため、JBIC の投融資ならびに NEXI の保険の役割が重要となる。なお、現状、電力公社による系統の開発が発電所の建設に追いつかない状況が生じており、系統と発電所の建設を同時進行させるべく、両者に対してセットでファイナンスするなどの措置が求められよう。

物流インフラについては、スービック港、バタンガス港の整備ならびにアクセス道路の改善によるマニラ港の混雑解消、マニラ国際空港の飽和状態を解消するための、新空港・周辺インフラ(都市鉄道・道路)整備が急務である。また、マニラ首都圏へのアクセス改善と渋滞の緩和のため、都市鉄道の整備も急務である。フィリピンは STEP 対象国であるため、これを活用する、あるいは、PPP の場合は、JICA 海外投融資、JBIC 投融資に加えて JOIN による出資が期待される。

このほか、中小企業の進出基盤となる工業団地開発、日本方式の地上デジタル放送の採用に伴う関連事業(交通渋滞情報・防災情報の配信システム)整備等が優先案件として挙げられる。

フィリピンでは、実際に工事に携わらない主契約者であっても建設ライセン

スの取得が義務付けられ、これを取得するためには、当該企業の株式の 60%以上をフィリピン企業が保有している必要がある。また、公共事業に応札するためには、当該企業の株式の 75%以上をフィリピン企業が所有している必要がある。本邦技術を活かしたインフラ事業を推進する観点から、これらの規制を緩和することが求められる。

3. ベトナム

人口 9300 万人を誇るベトナムは、消費市場としてはもちろん、成長著しい ASEAN へのゲートウェイに位置する地理的優位性に加え、AEC の発足や TPP 協定の加盟国であることから、グローバルサプライチェーンの拠点としても重要性が高まっている。わが国経済界は、2003 年に日越両国政府と日越共同イニシアティブを立ち上げ、ビジネス環境の改善に取り組んできた。その結果、ベトナムへの累積投資額は国別第 2 位(約 384 億ドル)となり、また、貿易総額でも第 4 位(約 285 億ドル)に位置するなど、経済面はもとより、政治、社会、文化を含めてトップレベルから草の根レベルに至るまで両国の絆は極めて強いものとなっている。経団連も本年 8 月に経済ミッションを派遣し、新政権下のベトナムとの経済協力のさらなる発展に向け、インフラ整備、裾野産業の振興等のビジネス環境整備に関する具体的な改善、TPP 協定の早期発効、質の高い RCEP の早期実現に向けて、新政権首脳と具体的方策を探ったところである。その際、クアン国家主席やフック首相からは、ベトナム経済の発展や人材育成ならびに両国企業の関係強化に経団連が果たした役割に謝意が述べられると共に、日越共同イニシアティブ等を通じ、ベトナムのビジネス環境が一層改善され、日本からの投資が更に拡大していくことへの強い期待が表明された。また、日本企業に対する高い信頼や期待感を背景に、引き続き関係強化を図っていきたいとの意欲が示された。経団連としても経済関係の拡大のため、ビジネス環境の改善に向けて取り組んでいく。

ベトナムは安定して高い成長を続けてきたが、インフラ整備がそのスピードに追いついておらず、わが国企業の事業展開にあたり課題となっている。電力、通信、道路、鉄道、港湾、橋梁、上下水道など基幹インフラの整備は急務である。

特に電力は、企業が安定して事業活動を営む上で不可欠な要素である。近年改善の兆しが見えるとはいえ、南部を中心に電力需要が大きく伸びている中、安定供給に向けた課題は多い。昨今、ベトナムでは環境問題への関心が高まっており、今後、電力需要増大への対応に際しては、超臨界・超々臨界圧ボイラー等の、わが国企業が有する環境負荷の低い高効率発電技術が貢献できる場所は大きい。併せて、発電のための資源輸入の増加に対応すべく、大型船の入港が可能となる大型ターミナル港湾や LNG 基地の整備等も進める必要がある。

道路に関しては、急速なモータリゼーションの進展や企業の増加に伴う交通量の増加にもかかわらず、整備が進まなかったため、大都市を中心に深刻な渋滞が発生している。また、劣悪な整備状況によりトラック輸送中の貨物にダメージが加わるという事態が頻発している。円滑にビジネスを進めるため、まずは、陸部の大都市間を結ぶ広域道路や高速道路(南北高速道路等)を迅速に整備していく必要がある。併せて、高速道路交通システム(ITS)や都市内公共交通の整備に加えて道路網の整備・保守・管理を進めるべきである。

ベトナムのインフラプロジェクトでは、事業収入がドン払いとなるケースがある。こうした場合、外貨兌換保証が不可欠だが、現在、政府による外貨兌換保証は、30%の上限が設定されている。ビジネスの安定性確保のため、ベトナム政府による外貨兌換 100%保証の実現を求める。また、国有企業の調達手続には不透明な点が多い。透明な手続の構築に向け、協議を進めていく必要がある。さらに、ODA 事業において、政府による支払が遅延する、税制上、還付制度が設けられていても、還付に時間がかかるなど、実務上の弊害が指摘されており、二国間協議を通じた改善が急務である。

4. ミャンマー

アジアの「ラストフロンティア」であるミャンマーでは、昨年 11 月に実施された総選挙を経て、本年 3 月に新政権が発足した。アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外務大臣の下、急ピッチで行われる新たな国づくりには世界中から注目が集まっており、10 月に米国が経済制裁を解除したことを受け、今後、外国企業の進出が急速に拡大することが見込まれる。わが国企業にとっても、AEC が設立される中、若くて安価な労働力や、中国やインドを含めた 6 カ国と国境を接する

地理的優位性を有する同国は、サプライチェーン拠点として重要であり、昨年 9 月に開業したティラワ経済特別区を足がかりに、多くの企業が進出を始めている。経団連は 2013 年にミャンマー官民と合同経済会議を再開しているほか、新政権とも緊密な連携を図っている。今後とも、わが国企業が有する技術やノウハウ、資金などを活用し、両国経済関係の強化に取り組んでいく。

同国は長く国際社会から隔絶されていたため、電力、道路、鉄道、港湾、橋梁、上下水道、通信はじめインフラ全般において整備のニーズが極めて高い。

電力については、現在でも停電が頻発しており、今後 GDP の拡大に伴って需要が急速に高まることを踏まえると、電力供給能力の拡大が急務である。こうした中、現政権では環境に配慮した発電方法を志向しており、ガス需要が大きく伸びていくことが見込まれる。その需要を満たしていくためには、新規ガス田の開発と共に、LNG 受け入れ基地やパイプライン網等のガス輸入インフラが必要であり、わが国企業が培ってきたノウハウを活かすことができる。

また、同国のサプライチェーン拠点としての重要性が高まる中、物流インフラの整備も求められている。とりわけ、AEC 発足により、タイ等周辺国との域内分業の進展が予想されており、周辺国への道路整備を進め、連結性を高めることが焦眉の急である。また、旅客、貨物輸送需要の拡大を満たすため、鉄道の需要も高まっている。しかし、現在使用されている幹線鉄道は、長期間の使用により老朽化が著しく、車両や付帯設備も劣化がみられる。高い安全性が求められる中、わが国企業が貢献できる場所は大きい。その際、日本技術活用の可能性を高めるため、ヤンゴン・マンダレー鉄道整備でも用いられた LDC パートナー型借款 (JUMP) を他の鉄道案件にも採用すべきである。

わが国企業の更なる進出に向けては、インフラ整備と併せて、ビジネス環境の整備も欠かせない。日ミャンマー共同イニシアティブ等を通じ、行政手続の明確化・簡素化や各種法制度の整備等に取り組んでいくことが求められる。また、国の発展を担っていく産業人材の育成については、わが国としても、個々の企業での取り組みはもちろん、産官学が連携して協力していくことが重要である。

5. タイ

タイでは、本年 8 月の国民投票の結果、新憲法草案が採択された。新憲法の下、

民生復帰に向けたプロセスが着実に進み、メコン地域全体の安定と経済発展に寄与することが期待されている。タイは、1500社を超える日本企業が進出するなど東南アジアにおけるわが国最大のビジネス拠点であり、インフラ分野に関しても、電力IPP、産業クラスター形成、環境インフラ、「交通インフラ整備8カ年計画(2015年～2022年)」に基づく公共交通整備や地方製造拠点との連結性強化等、多岐にわたる分野でプロジェクトが進捗している。他方、欧州、中国等の企業とのインフラ受注競争も激しく、わが国の規格の浸透をはじめとする上流段階での取組が一層重要性を増している。

電力については、経済性およびエネルギー安全保障の観点から国内炭の有効活用が重要である一方、石炭に対する環境面への国民の不安を払拭することも重要な課題となっている。こうした中、国内で産出される低品位炭を効率的かつ長期間活用することを可能にするクリーンコールテクノロジーである石炭ガス化複合発電は、経済性に優れ、かつ、環境負荷の小さい技術として同国におけるソリューションになり得る。

このほか、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の実現を通じた、貿易投資の自由化がインフラ事業を円滑に行う上での鍵となる。

6. インド

インドが掲げる"Make in India"、すなわち、2022年までにGDPにおける製造業比率を25%に引き上げる構想を実現するためには、引き続き、電力、鉄道、上下水道、工業団地等の産業立地に不可欠な基幹インフラの整備が必要である。

2014年5月にモディ政権が発足して以来、インフラ・プロジェクト推進の前提となるビジネス環境の整備が進んでいる。特に、本年8月にはGST(物品・サービス税)法案が上院で可決され、州ごとに異なっていた税体系が一本化される見通しとなった。GSTは、二重課税によって州際取引コストが高騰する、税体系が複雑なためプロジェクト・コストの見積が困難となる、といった問題の解消に寄与するため、その早急な導入が求められる。併せて、円滑な土地収用に向けた法改正など、民間では負えないリスクの軽減に向けた取組が不可欠である。

個別分野について、安定的な電力供給は日本企業を含む産業立地の大前提である。インドは現在380ギガワット程度の発電能力を有するが、年率7%前後の

高い経済成長に伴う電力需要を賄うためには、さらなる発電能力の強化が必要である。同国では、一次エネルギー消費の過半が石炭であり、引続き石炭火力発電所の役割が大きい。わが国としても、超々臨界圧石炭火力発電技術の提供を通じて環境との両立に貢献していく。また、再生可能エネルギーについて、同国では2022年までに現在の35ギガワットから175ギガワットに発電能力を拡大する計画がある。再生可能エネルギー利用の急速な拡大は、周波数変動等、電力品質低下の原因となり得ることから、わが国がスマートコミュニティ実証事業で培った大容量蓄電池システム運用技術を導入することで、再生可能エネルギーの出力変動を吸収し、電力品質向上に貢献できる可能性が高い。さらには、原子力発電も安定的な電力供給に貢献する。この点に関し、今般、日印首脳会談において、平和利用を前提とした日印原子力協定が署名されたことを歓迎する。電力分野は中央政府による支援が限定的であり、また、地方政府については財務体質が脆弱な場合も少なくない。このような中で案件を受注していくためには、サブソブリンを含め JICA 海外投融資ならびに円借款、JBIC による現地通貨建投融資、為替リスクへの信用補完等が期待される。なお、電力案件について、需要リスクや燃料価格の変動に伴うリスクが民間事業者の負担となるケースが見られ、契約ガイドラインの整備など、適正なリスク分担の実現が不可欠である。

高速鉄道に関しては、現在、「インド高速鉄道に関する合同委員会」において、日本の新幹線方式の導入が決定したアーメダバード＝ムンバイ高速鉄道の事業スケジュールや入札スキームに係る議論が行われている。日本の新幹線方式を採用するため、結果として一社入札となる可能性も否定できないが、その場合でも入札を成立させるなどの柔軟な対応が求められる。また、技術水準を維持する観点から、過度な分割発注は避けるべきである。このほか、最大の懸案である土地収用については、インド政府が責任を持って対処することが不可欠である。

インド国内には50を越える百万都市が存在し、都市交通の建設・延伸に関する需要も大きい。日本政府もインドの地下鉄整備のために STEP 円借款を供与する方針であり、その活用を含め、案件形成を促進すべきである。

本邦企業を含む中小企業が立地するためには、その受け皿となる工業団地ならびに周辺インフラの整備が必要であり、これらプロジェクトの円滑化を図るためには、不動産事業に係る外資規制の緩和、土地収用の迅速化、通関手続の簡

素化等が鍵となる。

このほか、モディ首相が提唱する ICT を活用した「100 のスマートシティ構想」、アンドラプラディシュ州の新州都開発等、都市インフラの分野でもわが国技術を通じた貢献が可能である。日本政府には、適正なリスク分担や、収益性を十分確保できるスキームの構築に向けて、インド政府ならびに州政府と折衝するよう求める。

経団連としても、インフラ整備に貢献する観点から、両国首脳のシャトル外交時に日印ビジネス・リーダーズ・フォーラム(BLF)を開催し、直接提言を行うほか、日印経済連携協定の下に設置された「ビジネス環境整備小委員会」等の場を活用することで、さらなるビジネス環境整備を求めていく。

7. バングラデシュ

バングラデシュは、約 1 億 6000 万人を擁し労働力が豊富であること、また、インドと ASEAN の結節点に位置することから、縫製業や軽工業を中心に、生産拠点としての優位性を有する。また、同国は年平均 6%程度の経済成長を続けており、将来的には消費市場としても有望である。しかし、他の新興国同様、経済成長に伴い、電力不足や都市インフラの不備が露見している。

電力に関しては、発電能力の強化はもとより、国産天然ガスの枯渇に伴い、輸入炭を活用した石炭火力発電への転換が急務となっている。このような中、2014 年 6 月に「マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 I」向けの円借款契約が締結された。同事業は一般アンタイトであるものの、日本が世界をリードする超々臨界圧技術が採用されており、本邦企業による受注が期待される。加えて、同国における電力の安定供給のためには、IPP による石炭火力発電も不可欠であり、JBIC の投融資、NEXI の保険付保ならびに政府保証によるサポートが鍵となる。なお、輸入炭による石炭火力発電の推進に際しては、大型船が入港できる石炭中継基地の整備も必要であり、既存の港湾開発計画との整理、円滑な環境アセスメント手続、迅速な土地収用等、バングラデシュ政府の対応が求められている。

このほか、産業立地を促進するためには、中小企業の進出基盤である工業団地の建設、都市交通整備によるダッカ市内の慢性的な渋滞の解消、サイクロン・洪水等の防災対策、道路・鉄道整備による地方との連結性強化、空港のキャパシテ

ィ拡大等が必要である。

インフラ整備に際しての障害としては、技術力が評価されない価格本位の政府調達、投資関連法規の未整備、送金規制等が指摘されている。また、ODA 案件について、交換公文で免税に関する条項が挿入されても担当者が認識しておらず、免税措置が受けられないという事例も挙がっており、対応が不可欠である。

バングラデシュでは、本年 7 月に邦人が犠牲となるテロ事件がおこり、これに伴い同国への ODA 事業は円借款を除き中断されている。人員の安全確保が事業展開する上での大前提であることは言を俟たず、早急に安全確認調査を行い、抜本的な安全対策を講じた上で再開を検討すべきである。

8. パキスタン

パキスタンは、治安上の懸念が大きいものの、1 億 9000 万人の人口を擁するため、将来的には有望な市場の一つであるといえる。インフラに関しては、超々臨界圧石炭火力発電所、カラチの都市交通システム整備等が優先案件として挙げられる。わが国の ODA 供与先としては第 9 位に位置しており(2014 年)、案件に応じて JBIC の投融資の供与も求められる。なお、同国は、特に中国との政治的関係が強固であり、わが国としても、技術面での優位性を説明し、理解を得る取組が必要である。

Ⅱ 中東・北アフリカ

わが国は中東・北アフリカ地域からの原油(2015年：約82%、うち約77%が湾岸アラブ諸国、残りがイラン)や天然ガス(2015年：約27%)等のエネルギー資源の太宗を依存している。このため、これら諸国の安定的かつ持続的な経済成長は、わが国のエネルギー安全保障上も重要である。

湾岸産油国は、アラブ諸国のリーダーとして自国の経済成長のみならず、中東・北アフリカ地域全体の成長と安定を重視しており、地域全体の経済統合(大アラブ自由貿易協定)の促進や紛争を抱える国々(シリア、イラク、イエメン、リビア、ソマリア等)を支援している。わが国官民としては、湾岸産油国の経済成長を支援し、アラブ諸国の安定に協力することで、エネルギー安全保障につなげていくことが重要であり、引き続き、「日本アラブ経済フォーラム」等を通じて、インフラ整備はもとより、貿易・投資の拡大、人材育成に向けた政策対話を深化させていく。アラブ諸国に加え、トルコ、イラン、イスラエル等においても、状況を見据え、官民が協力しつつ、インフラ投資を推進していく。

1. GCC 諸国

豊富な石油埋蔵量を誇る GCC 諸国は、石油輸入の大部分を同地域に頼るわが国にとって、エネルギー安全保障上重要であり、これまの関係も良好である。「アラブの春」以来、中東地域が不安定化する中、GCC 諸国の政情は比較的安定しており、一人当たり GDP が高いことも相俟って、魅力的な消費市場でもある。

関心分野としては、急増する都市人口に対処するための電力インフラ(再生可能エネルギー、原子力等を含む)、水インフラが挙げられる。また、工業団地など脱石油依存に向けた製造業誘致のための基盤づくりに対するニーズも強い。このほか、掘削後の油田を活用した CO₂ の地下貯留(CCS)も、わが国の技術を活用できる分野として有望である。

インフラ整備を推進するにあたっては、現地における投資環境整備が重要である。この点、クウェートでは、2014年1月の二国間投資協定の発効に伴い、ローカルコンテンツ要求、技術移転義務、自国民雇用義務等が禁止されたほか、2015年8月にはオフセット・プログラム(政府機関との間で一定額以上の締結した外

国事業体に対して契約額の最大 35%相当額の再投資を義務付ける制度)も完全に廃止されるなど改善が見られる。他方、サウジアラビア、オマーンについては、二国間投資協定が発効すれば送金の自由や投資家対国家紛争処理(ISDS)は確保される見込みであるものの、パフォーマンス要求の緩和をはじめ、今後、投資・ビジネス環境整備のための更なる措置が求められよう。

2. イラク

イラクは、イラク戦争以来、わが国を始めとする国際社会の支援を受けて徐々に戦後復興が進んでいたが、通称イスラム国の台頭に伴い、国土の西部や中部において、復興が停止あるいは後戻りしている。

インフラについては、度重なる紛争による破壊ならびに人口の増大により、電力や上下水道をはじめ基幹インフラ全般に対するニーズが依然大きい。特に、電力インフラは、発送配電全てにおいて整備が十分でなく、需要が供給を大きく上回る状況が続く。わが国企業としては、通称イスラム国の問題の解決を受けて、高効率な火力発電所等の建設等を通じて貢献していく。

他方、戦費増加等に伴い財政が逼迫状況にあるため、価格重視の傾向が急激に強まっているうえ、中国等が政府を巻き込んだファイナンスで攻勢を強めている。日本は、「質の高いインフラ」のコンセプトやメリットを積極的にアピールすると共に、わが国企業の競争力向上に資する資金供与を行うべきである。

3. トルコ

欧州・アジア・中東・北アフリカの結節点に位置し、約 7,800 万の人口を有するトルコは、底堅い内需や豊富で良質な労働力、周辺諸国との自由貿易協定(FTA)の拡大等を背景に、欧州への生産拠点や活力ある消費市場としての重要性を一層増している。

経団連(日本トルコ経済委員会)では、トルコ経済界・政府との緊密な連携の下、1987年以降今日まで計 23 回に及ぶ合同会議を開催すると共に、二次にわたる提言(2012年3月、2013年12月)を踏まえ、両国政府等関係方面に日・トルコ経済連携協定(EPA)の推進を働きかけるなど、二国間貿易・投資関係の拡大と深化に取り組んできた。経団連としては、トルコ各地で相次ぐテロや本年7月に発生し

たクーデター未遂事件後の非常事態宣言の状況等を注視しつつも、引き続き、現在交渉中の日・トルコ EPA ならびに日・トルコ社会保障協定について早期の締結を求めていく。

2023 年の共和国建国 100 周年に向けて、引き続き国家プロジェクトの着実な推進が見込まれる中、地震多発国であるトルコの特長にも鑑み、災害に強い日本の技術・ノウハウや適切なファイナンスを活用し、基幹インフラを整備することが喫緊の課題である。とりわけ今後とも交通需要の増大が見込まれる同国では、自動車道整備の優先度が高く、チャナッカレ海峡大橋は環マルマラ自動車道の一部を構成し、イスタンブールの渋滞解消並びにトルコ西南部へのアクセス向上に資するものである。また、高速道路や橋梁に加えて、高速鉄道、都市交通、空港、電力(原子力、高効率石炭火力、揚水発電、再生可能エネルギー等)、都市病院をはじめとする医療施設等についても、日本が有する高い耐震建設技術や質の高い製品等を通じて、トルコの持続的な発展に貢献することが期待される。

4. イラン

伝統的な親日国であり、豊富なエネルギー資源、約 8000 万人の市場を擁するイランは、本年 1 月 16 日の核問題に関係する対イラン制裁の解除・停止により、わが国の技術力を活かしたインフラ展開の可能性が広がった。2 月 5 日には「日本イラン投資協定」が署名され、これが発効すれば、投資後の内国民待遇ならびに最恵国待遇、公正衡平待遇、パフォーマンス要求の禁止、送金の自由、ISDS 等が保証され、日本企業が現地でインフラ事業を展開するに際す環境も向上するものと期待される。

分野としては、制裁解除による企業進出に伴い需要が大幅に増えることが見込まれる電力、日本が伝統的な関係を築いてきた鉄道・港湾等の輸送インフラ、同国最大の収入源である石油関連プラント等が挙げられる。

他方、課題も多い。過度なローカルコンテンツ要求、税制の不透明性、許認可プロセスの遅延等がインフラ事業に悪影響を与えている。また、制裁解除によりドル以外の通貨による決済は解禁されたものの、中央銀行から市中銀行への円割当が円滑に行われなため、送金に支障をきたす事例もある。日本政府には、

PPP 法制の整備に向けた技術協力、JBIC 投融資ならびに円借款の早期再開、トップセールス等が求められる。

なお、米国では、20 州あまりが州法で対イラン制裁を定めており、イランと取引のある企業に対して公的年金基金への投資や公共調達案件への応札を制限するなどの措置を講じている。核問題に関する対イラン制裁が解除されたことに伴い、米国の州レベルにも措置の解除を働きかけていくことが重要である。

5. エジプト

エジプトは、政治ロードマップ(憲法改正、大統領選挙、国会議員選挙)の実行により政治と治安の安定を取り戻しつつある。2 度の革命等による観光収入の減少により外貨不足に陥っているが、シシ政権が推進中の財政改革、経済改革、構造改革により経済回復を図りつつあり、IMF がこれを資金面でサポートすべく最終交渉を行っている。人口 9100 万人を有し、交通の要衝にある同国のポテンシャルは大きく、円借款、JBIC、NEXI によるインフラ資金の供給や産業育成への貢献が求められる。アラブの盟主としての同国の早期経済回復と発展は、中東全体の安定のためにも必要不可欠である。

6. その他の諸国

その他の国についても、各国のニーズに応じた木目細かな対応が求められる。例えば、イスラエルはハイテク技術の宝庫であり、ニュービジネスの展開が極めて速いこと、またサイバーセキュリティ等の安全保障分野に強いことや、軍民転用技術が豊富なことでも知られている。中東和平の進捗を慎重に見極めながら、イスラエルにおけるインフラ開発に協力していくことは、わが国のテロ対策や治安水準の向上にも資する。

Ⅲ 中南米

1. ブラジル

ブラジルは 2 億人の人口を擁する南米最大の市場であり、わが国にとっては、天然資源と食糧の主要輸入先でもあることから、最重点国の一つである。本年 8 月に発足したテメル政権の下、同国は、インフラ整備を通じた経済成長のボトルネックの解消を優先課題の一つに挙げている。特に、長距離輸送の大半をトラックに依存し、米国と比べて物流コストが平均 2 倍を記録しているという、いわゆる「ブラジルコスト」の克服は喫緊の課題ある。この点に関し、前政権が 2015 年 6 月に発表した総額 8 兆円規模の「ロジスティクス・インフラ投資計画」は、テメル政権の下、「投資パートナーシップ・プログラム」(PPI)という形で継承されている。現在、鉄道、道路、港湾、空港等の具体的なコンセッション案件の形成が行われており、前政権との政策の一貫性をもって推進されることが不可欠である。また、PPI の下、ブラジル政府は、技術力を正当に評価する入札制度の整備や法的確実性の向上に取り組んでいる。これらを着実に実施すると共に、民間事業者が過度なリスク(例えば土地収用リスク、需要リスク等)を負うことのないよう、官民のリスク分担を明確にすることが求められる。

物流インフラ以外の分野では、電力分野が有望である。電力の多くを水力に依存するブラジルにとって、高効率石炭火力発電は、ベースロード電源として重要であり、日本が有する最先端の技術を活用する余地がある。このほか、最先端医療、再生可能エネルギー、スマートシティ、防災、PPP スキームによる都市交通インフラの整備等の分野において、わが国の技術を活用した貢献が可能である。

なお、このような中、現在、日本企業が推進中の案件を含め、いくつかの既存のインフラ案件が、ブラジル社会経済開発銀行(BNDES)によるファイナンスの中断により滞る事態が生じている。民間事業者が BNDES からの長期融資を調達できるよう、ブラジル政府主導による早期かつ具体的解決が望まれる。

ブラジルについては、資材・機材に対する高関税、過度なローカルコンテンツ要求、複雑な税制、送金規制等、インフラ事業を展開する上での制約が多く、その解消が急務である。また、外貨制度の緩和も不可欠である。現在、インフラ案件は資金調達、収入共に現地通貨建であるが、外貨口座の開設や外貨建資金調達が可

能となれば、本邦金融機関による融資が促進され、これに伴い、本邦事業者の現地における案件形成の活性化も期待できる。2015年9月に経団連がブラジル全国工業連盟と共にとりまとめた「日本ブラジル経済連携協定に関する共同報告書」に基づき、関税の引下げのみならず、投資分野ならびにサービス貿易(含金融サービス)の自由化、知的財産権保護、ビジネス環境整備等について定めた、包括的で質の高い日伯 EPA、あるいは、これに先行する形での二国間投資協定の実現可能性を追求していくべきである。

2. メキシコ

メキシコは、米州大陸の中心に位置し、太平洋・大西洋に面するという地理的優位性や豊富な若い労働力、NAFTA(北米自由貿易協定)や日墨 EPA をはじめ多数の FTA を締結していることなどを背景に、既に 1000 社を超える日本企業が進出している。更に、ペニャ・ニエト政権の構造改革の進展や、日墨両国が共に TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の加盟国であることから、更なる産業協力関係の深化が期待されている。これらの状況を踏まえ、本年8月、経団連として2年ぶりにミッションで同国を訪問した。現地では、官民首脳から、既に日系企業の進出が進んでいる自動車産業のみならず、幅広い産業の更なる事業展開に対する強い期待が示された。

同国では、構造改革の中心に位置づけられるエネルギー改革の進展により、長く続いてきた炭化水素資源や電力事業における国家独占が廃止され、「上流から下流に至るまで、エネルギーに関する IT システムの構築を含めて多くのビジネスチャンスが生まれている。特に、深海油田開発、再生可能エネルギー、地熱発電等の分野では、わが国企業が有する高い技術を活かした協力を進めていくことが期待されている。また、交通分野では、メキシコシティを含む各地の空港で利用者数の伸びが見込まれる中、飽和状態にある空港の新設・移転等の検討も進められているほか、都市交通や都市間交通の整備も必要性が高まっている。世界から注目される市場であることから、わが国としてもトップセールスに力を入れていく必要がある。日系企業の更なる進出に向けては、物流インフラの整備、電力の安定供給を通じたコストの削減、工業団地等の産業の裾野を担う中小企業進出のための基盤強化ならびに支援の拡充に引き続き取り組む必要がある。

3. キューバ

キューバは、米国の段階的経済制裁緩和等を背景に、新たなビジネス機会の創出に期待が高まっている。本年8月には、経団連として初めてミッションを派遣して官民代表との意見交換を行い、事業環境を把握するとともに、日本キューバ投資協定の早期締結の必要性を指摘した上で、直接雇用の禁止や、極めて高い自動車購入税等の事業活動を展開する上で大きな問題となる点の改善を働きかけた。

同国は、長い経済制裁の中で、道路、橋梁、上下水道はじめ各種インフラが老朽化しており、その更新需要が大きい。また、電力不足が続いており、既存の火力発電所のリハビリや再生可能エネルギーの導入等で、わが国企業の技術・ノウハウを活かすことができる。同国が特に力を入れている医療分野においては、わが国の医療機器の提供も期待される。

わが国としては、官民連携の下、投資協定の早期締結をはじめとする事業環境の整備を求めると共に、上記の分野で案件形成を行い、ODA を有効活用していく必要がある。また、わが国企業の進出を後押しすべく、NEXI の貿易保険枠を拡大することが求められる。

4. コロンビア、チリ

太平洋同盟の成立に伴い、コロンビア、チリに対する関心も高まっている。

コロンビアについては、石油、石炭、ガス、ニッケル等の天然資源が豊富であり、資源安全保障の観点から、日本企業としてもその開発ならびに周辺インフラ整備(鉄道、道路、港湾、パイプライン等)に参画していく。日本政府に対しては、公的資金による融資ならびに保証を求める。また、日本コロンビア EPA 早期締結に向けた交渉の加速化が不可欠である。

チリについては、防災・災害対策、電力インフラ(含高効率石炭火力、再生可能エネルギー)、水資源、衛星通信等の需要がある。日本政府には、JBIC 出融資の柔軟な対応、中進国を超える所得水準の国に対する円借款等の供与等を求める。

IV アフリカ

本年 8 月に第 6 回アフリカ開発会議(TICAD VI)がナイロビで開催された。日本からは安倍総理大臣、閣僚、経済界・企業のトップが参加し、アフリカで初開催となった同会議を成功裏に終えた。とりわけ、

1. TICAD V「横浜行動宣言」に基づく 10 の戦略的マスタープランの中から、「選択と集中」によりモンバサ・北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ成長地域の 3 地域に重点的に絞ったこと
 2. 発電容量 2000MW 増強や、2022 年までに地熱発電で 300 万世帯への電力供給を実現する計画など、わが国技術が活かせる電力分野の支援にコミットしたこと
 3. 持続可能な都市開発に関するマスタープランを 5 都市で作成すること
 4. これらのための資金として 100 億ドルのインフラ投資を行うこと
- 等が決定したことを、経済界として歓迎する。

また、人材育成については、ABEイニシアティブ(African Business Education Initiative for Youth)に加えて、HIDAによる「モノ作り・メンテナンス人材」の育成、日本型教育の実践、資源開発分野における技術者育成等 3 万人の産業人材育成等の推進が決定しており、官民連携で取り組んでいく。

国別では、わが国最大のビジネス拠点である南アフリカ共和国への支援が引き続き優先課題である。同国では、電力不足が産業立地のボトルネックとなっている一面もあり、老朽化した石炭火力発電所の更新、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用等、発電量の大幅増強ならびに送電網の更新が課題となっている。また、同国ならびに隣国であるザンビア、ボツワナ、ジンバブエは、豊富な天然資源を擁しており、これを搬出・輸出するための物流インフラならびに港湾(ダーバン、ポートエリザベス、リチャーズベイ等)の改修・整備も必要である。資金面については、為替リスクを回避する観点から、ドル建て借款の実現等が検討されるべきである。なお、南アフリカ共和国については、賃金が高一方で労働生産性が低い、黒人企業優遇政策(BEE)が参入障壁となっている、過大なローカ

ルコンテンツ要求が課される等の問題があり、ビジネス環境の改善が必要である。

モザンビークについては、隠れ債務問題を発端に、目下、厳しい経済状況に直面しているが、2013年に二国間投資協定が締結されるなど、日本企業にとって、南アフリカ共和国に次ぐ南部アフリカのビジネス拠点、資源開発の拠点としての潜在性を有している。上記のナカラ回廊開発(道路・鉄道、港湾・コンテナヤード、発電所・送電網、石油精製プラント、オフショアガス田開発・LNG事業、農業インフラ等)が目下の優先課題である。また、将来的には、内外の中小企業の立地を促すための工業団地整備や、首都マプトの都市交通等も有望である。

東部アフリカにおける日本企業の拠点であるケニアについても、モンバサ・北部回廊マスタープランの推進ならびに周辺インフラ整備を通じた、物流網の改善、産業立地の推進が最優先である。また、同国は地熱発電のポテンシャルが高く、TICAD VIで打ち出された、2022年までに地熱発電によって300万世帯に電力供給を行う計画を推進する上での拠点となる。日本政府には、STEPの活用を含む資金面での支援、また、ケニア側には、入札プロセスの透明性確保が求められる。また、TICAD VIで締結されたJBIC/NEXIによる東アフリカの開発銀行であるPTA Bank向け輸出クレジットラインが本邦インフラ輸出を促進する有力なツールとなることが期待される。

このほか、資源価格の低迷によって現在経済が停滞している国々(アンゴラ、ナイジェリア等)に対して、長期的な視点から、官民連携の下、企業活動を支援していくことも重要である。

V ロシア・NIS

わが国を取り巻く環境が大きく変化する中、アジア太平洋地域の繁栄と安定を確かなものとする上で、日本とロシア、さらに NIS 諸国との経済関係を拡大・深化させることは、わが国エネルギー安全保障等の観点からも極めて重要な課題である。しかし、昨今のルーブル安やインフレ等に伴うロシア国内の消費低迷なども影響し、日露両国の経済力や市場規模、地理的近接性等に鑑みれば、貿易・投資ともに、未だポテンシャルが十分活かされているとは言えない。

経団連は特にロシアに関してとりまとめた提言「日ロ経済関係の基本的な考え方」（2015年12月公表）において、こうした現状を指摘し、ビジネス環境の改善に向けた具体的な方途を提示するとともに、経済閣僚との政策対話（2016年2月、5月、6月、7月、9月）や訪モスクワミッション（同6月）、東方経済フォーラムへの参画（同9月）、さらには露日ビジネスカウンシルとの協力覚書（同10月）等を通じて、日露経済関係の拡大と深化に取り組んできた。また、会員企業等を対象に毎年実施しているロシア・ビジネス環境に関するアンケートの2016年結果によれば、ロシアでのビジネス展開を阻害する要因として、行政手続や法制度、輸出入手続等の問題点が指摘されている。これらの阻害要因の除去を通じて、日露間のポテンシャルを実現していくことが期待される。

ロシアならびに NIS 諸国においては、石油・ガス開発、LNG 輸出基地の整備等の資源エネルギー関連インフラや、高速鉄道、電力(含送配電網の強化、再生可能エネルギー、原子力、高効率石炭火力)、通信等の基幹インフラについて高いニーズが存在する。こうした現状を踏まえ、JBIC 出融資・保証や NEXI 保険を戦略的に活用し、民間資金の呼び水とすると共に、エネルギー分野では JOGMEC の支援制度等も柔軟に活用することが重要である。

VI 北米・欧州・豪州

石油・ガス(含シェールガス)開発、LNG 輸出基地の整備等の資源エネルギー関連インフラならびに高速鉄道、電力(含ガスタービン、超々臨界圧石炭火力、再生可能エネルギー、地熱発電、原子力)、通信等の基幹インフラの双方について高いニーズが存在する。また、人口が増加している豪州では、上下水道や都市交通などの都市インフラへの需要も多い。JBIC 出融資・保証、NEXI 保険を活用し、民間資金の呼び水とするほか、エネルギー分野では JOGMEC の支援制度を柔軟に活用することが重要である。

第三部 具体的関心分野とホスト国・わが国の課題

I アジア

1. アジア全般

(1) 関心分野

① 物流インフラ(鉄道、空港、港湾、LNG ターミナル等)

② 電力インフラ

高効率石炭火力発電(超々臨界圧石炭火力発電、石炭ガス化複合発電)、再生可能エネルギー(地熱発電等)、送電網(含海底ケーブルを活用した電力)の国際的融通

③ 通信インフラ

④ 中小企業の進出の基盤となる工業団地ならびに周辺インフラ

⑤ 水インフラ(上下水道、造水、浄水)

⑥ 電子政府

ICT を活用した輸出入通関制度、社会保障制度の整備等。

⑦ 交通インフラ(高度交通システムを含む)整備と一体化したスマートカードによる料金決済システム

⑧ サイバーセキュリティ

(2) ホスト国側の課題

① 過度な外資制限、ローカル・コンテンツ要求の緩和

② 入札制度の合理化

政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくいのが実情。

③ 官民のリスク分担の適正化

土地収用等、民間で負うことができないリスクを負わされるケースあり。

④ 迅速な土地収用

⑤ 政府保証の発行の迅速化、政府保証形態・内容の画一化

⑥ 民間事業者への返済のための外貨準備

- ⑦ 税制の透明化と適正な運用

(3) わが国の課題

- ① 相手国政府へのコンサルタント派遣を通じた日本の規格・基準の浸透、トップセールス
- ② 価格だけでなく、O&M を含めた技術の要素が評価される入札制度の整備への協力
- ③ 国際標準約款に準拠した契約ガイドラインの整備への協力。適切なリスク分担の実現
- ④ 社会保障制度に関する専門家の派遣等、ソフト・インフラ整備のための技術協力
- ⑤ 円借款の弾力的な運用
STEP の積極的供与ならびに相手国の「借り渋り」への対応、サブソブリンへの供与の検討、連携 DD の活用による迅速化等。
- ⑥ 無償資金協力の柔軟な運用
機材の供与のみならず、運用やメンテナンスまで含めてカバーする等。

2. インドネシア

(1) 関心分野

- ① 電力「35GW の電力開発計画」
超々臨界圧石炭火力発電、地熱、小水力、洋上 LNG 発電等
- ② 電力関連の周辺インフラ(アクセス道路、送電網、洋上 LNG 受入基地等)
- ③ ジャカルタ首都圏投資促進特別地域(MPA)優先事業
ジャカルタ都市高速鉄道(MRT)、上下水道等。
- ④ オフショア原油・ガス開発
- ⑤ 石油精製、石油化学プラント
- ⑥ 二国間オフセット・メカニズムを活用した環境技術の普及
- ⑦ 防災
衛星、ICT を活用した洪水、地震・津波等の早期警報システム
- ⑧ 通信インフラ

- ⑨ 工業団地
- ⑩ 電子政府
ICT を活用した社会保障制度の整備等
- ⑪ サイバーセキュリティ

(2) ホスト国側の課題

- ① 過度な外資制限の緩和
現状、自国資本が過半数を占める企業でなければ主契約者になれない、また、同コントラクターが契約全体の一定割合の役務を提供しなければならない等の制限がある。また、建設業について、分野によっては、工事金額の 30%以上は地場企業が請負う、外国企業は一定額以上の工事しか受注できない等の制限あり。
- ② ローカル・コンテンツ要求の緩和
現状、電力、石油化学、鉄道等、あらゆるインフラ案件において直面する。
- ③ 入札制度の合理化
現状、政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくい。また、最終選考に残った企業が 1 社の場合、入札不調となり、着工が遅れる事例が散見される。
- ④ 国内取引のルピア決済義務の見直し
従来外貨で取引していたところ、ルピア決済が義務付けられたため、ルピア相場の変動に伴う為替リスクが発生する。
- ⑤ 迅速な土地収用
- ⑥ 税制の透明化・適正な運用
現状、税制が複雑で、かつ、頻繁に変更されるため、コントラクターが税務リスクを抱える可能性がある。また、契約上、税負担に関する記述が不明確であるため、免税案件でありながら、税務調査に際してのリスクが残る。
- ⑦ 政府保証の発行の迅速化、政府保証形態・内容の画一化
- ⑧ VGF スキームの確立
- ⑨ 省エネ技術に対する優遇制度の確立
- ⑩ インフラ案件に携わる人員へのビザ・就労許可発給の迅速化

(3) わが国の課題

- ① 「日インドネシア投資・輸出促進イニシアティブ」(PROMOSI)における両国官民の対話
- ② サブソブリンを含む JBIC 投融資、NEXI 保険付保(政府保証なし案件を含む)
- ③ 現地通貨建ての JICA 海外投融資の実施
- ④ 借り渋り対策を含む STEP の積極的供与
- ⑤ 無償資金供与枠の拡大とその対象案件の柔軟な選定
- ⑦ 日本が優位性をもつ規格・標準の採用に向けた交渉、トップセールス
- ⑧ 円借款返済金の有効活用
円借款の返済金が貸付実行額を上回る状況に鑑み、返済金の一部を無償事業や連携 DD の拡大に活用するなどの柔軟な対応

3. フィリピン

(1) 関心分野

- ① 電力インフラ(地熱発電等)
- ② スービック港、バタンガス港の整備ならびにアクセス道路の改善
- ③ マニラ新海上空港建設と周辺インフラ(アクセス鉄道・道路等)整備
- ④ 都市鉄道(都市部と郊外を結ぶ通勤線等)
- ⑤ 工業団地
- ⑥ 日本方式の地上デジタル放送の採用に伴う関連事業(交通渋滞情報・防災情報の配信システム)整備等
JICA の FS 済みの本 PPP 案件での STEP 活用
- ⑤ 系統開発の推進(発電所開発に追いついていない)
- ⑥ 地熱発電に対する FIT 制度の適用

(2) ホスト国の課題

- ① 入札制度の合理化
政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素

が評価されにくいのが現状。

- ② 工事に直接関与しない企業に対する建設ライセンス取得義務の緩和
- ③ 工業事業に応札できる企業の外資制限緩和
- ④ VGF 等、PPP インフラ事業支援策の実施
- ⑤ 電力分野について、系統開発と発電所の開発が同期できるファイナンスの仕組み作り

(3) わが国の課題

- ① JBIC、JOIN、NEXI による出資、ファイナンス、保証の付与
- ② STEP 供与
- ③ 現地通貨建の JICA 海外投融資の実施

4. ベトナム

(1) 関心分野

- ① 基幹インフラ
電力(火力、原子力、送電網、変電所)、道路、橋梁、鉄道、空港、港湾、上下水道・水処理、産業廃棄物処理等、LNG 基地。
- ② 工業団地ならびに周辺インフラ
豊富な労働力、中間層の拡大による内需の増大により、裾野産業を含む日本の製造業の進出が見込まれる。受け皿となる工業団地の整備が求められる。
- ③ 電子政府
ICT を活用した土地登記制度、社会保障制度、通関システム等。
- ④ 金融システムならびに金融マーケットの育成
- ⑤ 高度道路交通システム
- ⑥ 通信インフラ
- ⑦ サイバーセキュリティ
- ⑧ 医薬品流通システム整備
- ⑨ 資源エネルギー(オフショア原油・ガス開発)

(2) ホスト国側の課題

- ① プロジェクト収入・調達における通貨ミスマッチの解消
インフラ設備の運営で得たドン建収入をドルに 100%兌換するための保証が必要。
- ② 入札制度の合理化
入札が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくいのが実情。
また、国有企業の調達手続きが不透明。
- ③ 官民のリスク分担の適正化
土地収用等、民間で負うことができないリスクを負わされるケースあり。
- ④ 迅速な土地収用
ベトナム側の建設用地の土地収用遅れにより追加費用が発生するケースが多発。
- ⑤ 手続等の迅速化
許認可、法制度、意思決定メカニズム等に起因するプロジェクトの遅延が生じている。
- ⑥ 円借款事業の実施に伴う民間への支払の迅速化
- ⑦ 税制の改善(VAT の還付手続の迅速化等)

(3) わが国の課題

- ① トップセールスの推進
- ② 価格本位でなく、技術の要素が評価される入札制度の整備への協力・関与
(含適正な評価ができる人材の育成)
- ③ 契約ガイドラインの整備への協力を通じた適切なリスク分担の実現
- ④ マスタープランの着実なフォローアップによる円借款案件の実現
- ⑤ 円借款事業でのホスト国側の支払遅延を防止するための、実施段階でのモニタリング
- ⑥ 社会保障制度に関する専門家の派遣等、ソフト・インフラ整備のための技術協力
- ⑦ JICA 海外投融資の柔軟な活用

- ⑧ インフラ案件実施の円滑化を図るための日越共同イニシアティブの推進

5. ミャンマー

(1) 関心分野

- ① 物流インフラ(鉄道、道路、港湾、空港、橋梁等)
特にヤンゴン環状線やタイ等周辺国への道路整備
- ② 電力インフラ
- ③ ガス輸入インフラ(洋上 LNG 受入基地等)
- ④ 中小企業の進出の基盤となる工業団地ならびに周辺インフラ
- ⑤ 水インフラ(上下水道、造水、浄水)
インフラ整備とオペレーションのパッケージ化
- ⑥ 資源エネルギー(オフショア原油・ガス開発)
- ⑦ ティラワ経済特別区
ヤンゴン・ティラワ間の鉄道・道路・港湾・橋梁の整備を含む
- ⑧ ダウェイ経済特別区

(2) ホスト国側の課題

- ① 産業人材育成
- ② 入札制度の合理化・透明化
- ③ 行政手続きの明確化・簡素化
- ④ 各種法制度の整備・適切な運用
ODA 事業に係る税法(法人税、所得税、商業税)、会社法、投資法等
- ⑤ ビザ要件の緩和
- ⑥ 電子通関システム(MACCS/MCIS)の活用

(3) わが国の課題

- ① 相手国政府へのコンサルタント派遣を通じた日本の規格・基準の浸透、トップセールス
- ② 価格本位でなく、技術の要素が評価される入札制度の整備への協力
- ③ 日ミャンマー共同イニシアティブを通じた法制度・ビジネス環境整備

- ④ 社会保障制度や保険に関する専門家の派遣等を通じたソフト・インフラ整備への協力
- ⑤ 円借款の弾力的な運用
成立までの時間の短縮や、LDC パートナー型借款(JUMP)の活用
- ⑥ 産官学が連携した人材育成への協力

6. タイ

(1) 関心分野

- ① 電力インフラ(石炭ガス化複合発電、スマートグリッド)
- ② 工業団地
- ③ 高速鉄道、都市鉄道
- ④ 防災インフラ
- ⑤ 上下水道
- ⑥ サイバーセキュリティ

(2) わが国の課題

- ① トップセールスの推進
受注競争が激しい分野について、集中的にトップセールスを展開する(例えば、高速鉄道、都市鉄道について運行システム・ノウハウ、信号、車両、軌道を含むパッケージでの輸出)。
- ② 公的資金の柔軟な活用
JICA 海外投融資、JBIC 出融資等民間資金の呼び水となる公的資金の柔軟な供与。
- ③ サブソブリン与信の供与
- ④ 現地通貨建てファイナンス供与
- ⑤ 二国間オフセット・メカニズムの活用
二国間オフセット協定の締結ならびに、わが国の省エネ技術が活用できる分野での活用。
- ⑥ 国際標準化
医療用造水・排水処理等、今後包括的な技術開発が進展する可能性がある

分野について、わが国主導の国際標準化を推進する。

7. インド

(1) 関心分野

① 電力インフラ

超々臨界圧を含む石炭火力、原子力、再生可能エネルギー(175GW への発電能力強化計画への貢献)、送電網、変電所、系統安定化技術(大容量蓄電池)等

② 高速鉄道

日本の新幹線方式が導入されるアーメダバード=ムンバイ高速鉄道の事業スケジュール、入札スキームの確定。

ムンバイ、コルカタ、デリー、チェンナイを結ぶ高速鉄道計画の具体化。

③ 都市交通(STEP を活用した地下鉄整備等)

④ デリー・ムンバイ産業大動脈構想(DMIC)ならびにチェンナイ・バンガロール産業回廊構想(CBIC)の推進

⑤ スマートシティ

モディ首相が提唱する 100 のスマートシティ建設構想への支援等

⑥ 工業団地

中小企業進出とインドの産業集積を支援

⑦ 上下水道、造水(海水淡水化や排水リサイクルによる水不足の改善)

(2) ホスト国の課題

① 入札制度の合理化

技術水準を満たしていれば一社入札でも入札を成立させる柔軟な運用、過度な分割発注の是正、価格本意の評価の是正が求められる。

② 土地収用の迅速化

③ リスク分担の合理化

需要リスクや燃料価格等の変動に伴うリスクは政府が負担すること等について定めたガイドラインの策定が必要。

④ 物品・サービス税(GST)の実施による、州ごとに異なる税制の統一、複雑な

税制の改善

- ⑤ 政府保証(事前調査後の実案件実施の保証)等、中央政府による支援拡充
- ⑥ 外資制限(不動産事業への外資制限、減資への制限等)の緩和
- ⑦ プロジェクト収入・調達における通貨ミスマッチの解消

(3) わが国の課題

- ① 官民の適正なリスク分担に関するガイドラインの整備支援。発注者側に起因する問題の解決への支援。
- ② JBIC 等による現地通貨建てファイナンス・保証機能の強化
- ③ STEP の積極的な供与
- ④ スマートシティの採算性等に関する実証事業の支援
- ⑤ PPP 案件の周辺インフラ整備(工業団地の周辺インフラである、港湾、アクセス道路、上下水道、産業廃棄物施設等の整備)
- ⑥ 入札制度の整備について、JICA による技術協力、パイロット・プロジェクトの実施

8. バングラデシュ

(1) 関心分野

- ① 石炭火力発電(円借款、IPP)、輸入石炭中継基地、送配電網、電力系統国際連系
- ② 工業団地
- ③ ダッカ都市交通
- ④ 防災
- ⑤ 通信インフラ

(2) ホスト国の課題

- ① 治安の回復・維持
- ② テロのため延期となったマタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 I の入札プロセスの開始
- ③ 入札制度の合理化

政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくいのが実情。

- ④ 投資関連法規の整備
- ⑤ ロイヤリティ、配当等の外貨送金の規制緩和
- ⑥ ODA 案件等に関する免税措置の取極め、ならびにその遵守徹底

(3) わが国の課題

- ① 円借款の迅速な付与
- ② JBIC 投融資、JICA 海外投融資等による支援
- ③ トップセールス

同国は LDC のため、円借款は一般アンタイトである。このため、トップセールスを通じてわが国の技術に対する理解を得ることが重要。

- ④ ビジネス環境整備

現地大使館・商工会とバングラデシュ政府との協議の枠組が発足しており、その活用促進を求める。

9. パキスタン

(1) 関心分野

- ① 超々臨界圧火力発電
- ② カラチ都市交通システム

(2) わが国の課題

- ① 治安改善への協力
- ② 円借款(STEP 含む)の迅速な供与
- ③ JBIC 投融資の供与、NEXI 貿易保険付保

Ⅱ 中東・北アフリカ

1. GCC 諸国

(1) 関心分野

- ① 電力インフラ
原子力発電、太陽光発電等。
- ② 水インフラ
海水淡水化、水処理等。
- ③ CO2 地下貯留(CCS)

(2) ホスト国側の課題

- ① パフォーマンス要求の緩和(クウェートを除く)
ローカルコンテンツ要求、現地人雇用義務の緩和等
- ② 許認可手続きの迅速化・簡素化
投資認可申請に要する書類が非常に多い、認可作業に用いる IT システムがうまく機能しない等の問題が存在。
- ③ 入札制度の合理化

(3) わが国の課題

- ① トップセールスの強化
王政・首長政の同地域では、トップ間の個人的関係構築が重要。
- ② JBIC 出融資、NEXI 保険の迅速な対応
- ③ 日本国内での PFI の経験蓄積
中東諸国が関心を有する造水・下水再利用分野では、優れた技術を有するものの、建設・運転・維持管理を含む総合力では欧州企業が優位であり、日本国内での PPP・PFI の経験の蓄積が不可欠。

2. イラク

(1) 関心分野

- ① 基幹インフラ(道路、上下水道、港湾、通信等)

- ② 電力インフラ
- ③ 資源開発関連インフラ(パイプライン、貯蔵タンク等)

(2) ホスト国側の課題

- ① 財政状況悪化に伴う価格重視の傾向の強化
- ② 治安対策の必要性

(3) わが国の課題

- ① 「質の高いインフラ」のコンセプトやメリットのアピール
- ② 価格本位でなく、技術の要素が評価される入札制度の整備への協力
- ③ わが国企業の競争力向上に資するファイナンス供与

3. トルコ

(1) 関心分野

【ハード・インフラ】

- ① 基幹インフラ整備（高速道路、高速鉄道、橋梁、空港等）
特にチャナッカレ海峡大橋の橋梁整備
- ② 電力インフラ整備（原子力発電、高効率石炭火力、揚水発電、再生可能エネルギー等）
- ③ 医療施設整備（メディカル・ツーリズムの拠点となる都市病院等）

【ソフト・インフラ】

- ④ 防災・減災に関する技術協力（JICA 専門家派遣を通じた人材育成等）

(2) ホスト国側の課題

- ① 治安の回復・安定化ならびに周辺諸国を含めた関連情報の開示
- ② 国産化要求（厳しい国産化比率を要求されるプロジェクトへの対応において、現地拠点設立や現地企業との協業（技術提携、生産委託）が必要となり、莫大なコスト上昇要因）の撤廃・緩和
- ③ 現地人雇用義務（1名の外国人に対し5名のトルコ人の雇用を義務付ける労働許可要件）の撤廃

- ④ 外国企業による直接投資に対するインセンティブの拡充（税制優遇措置、技能人材確保に対する制度的支援、帯同家族も含む外国人就労・滞在ビザ取得手続きの簡素化・迅速化等）
- ⑤ 各種法制度の改正に際しての事前告知期間や経過措置等への十分な配慮。下位規則の整備や関係省庁、地方政府の窓口への周知徹底

（３）わが国（両国）の課題

- ① 日本トルコ経済連携協定（EPA）の早期締結
- ② 日本トルコ社会保障協定の早期締結

４．イラン

（１）関心分野

- ① 電力(制裁解除による企業進出に伴い需要増が見込まれる)
- ② 日本が伝統的な関係を築いてきた鉄道・港湾等の輸送インフラ
- ③ 石油関連プラント等
- ④ 資源エネルギー(オフショア原油・ガス開発)

（２）ホスト国側の課題

- ① 過度なローカルコンテンツ要求の緩和
- ② 税制の不透明性、許認可プロセスの遅延等の改善
- ③ 中央銀行から市中銀行への円割当が円滑化

（３）わが国の課題

- ① JBIC 投融資の早期再開
- ② PPP 法制の整備に向けた技術協力
- ③ トップセールス

５．エジプト

（１）関心分野

- ①電力インフラ(石炭、重油、ガス、再生可能エネルギー等)、IPP

- ②物流インフラ(コンテナターミナル、Ro-Ro ターミナル、港湾)
- ③水インフラ(海水淡水化等)
- ④石油ガス関連インフラ

(2) ホスト国側の課題

- ①法制度、手続、運用の不透明性・不安定性
- ②外貨不足に起因する諸問題
- ③硬直的な労働法規
- ④予告なしまたは強引な制度変更
- ⑤関税手続の遅延・必要以上の検査、税関担当官の対応の問題
- ⑥外資参入規制

(3) わが国の課題

- ①JBIC 融資・NEXI 保険の柔軟な条件設定によるファイナンス強化
- ②サブソブリン与信の供与
- ③人材育成への協力

Ⅲ 中南米

1. ブラジル

(1) 関心分野

- ① 物流インフラの整備による「ブラジル・コスト」の解消
「投資パートナーシップ・プログラム」に基づく、鉄道網、道路、空港、港湾の整備による物流の円滑化、貨物取扱量の増大。
- ② 都市交通
海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の投融資を活用した PPP 案件等
- ③ 高効率石炭火力発電
- ④ 再生可能エネルギー(バイオマス、風力、水力等)
- ⑤ 超伝導直流送電
現状、年間 400 億円程度と試算される送電ロスの解消。
- ⑥ 最先端医療機器の普及
- ⑦ スマートシティ
- ⑧ 衛星を活用した防災システム等、宇宙事業

(2) ホスト国側の課題

- ① ローカルコンテンツ要求の緩和
海洋構造物、都市交通、造船、石油掘削、建設業、医療等の主要分野に過度なローカルコンテンツ要求がある。技術の不足解消、納期遵守等の観点から、日本で製造せざるを得ない場合はローカルコンテンツ要求を緩和するなどの措置が不可欠。
- ② 外資制限の緩和(建設、医療、農業等)
- ③ ライセンス料への規制の撤廃
ライセンス料が当該製品の売上の 5%(医療機器、医薬品は 4%)に制限されており、技術移転の弊害となっている。そもそも、ライセンス料は当事者間の契約で設定すべき事項であり、一律な規制の撤廃が求められる。
- ④ PPP 契約に関するガイドライン設定
PPP による公共事業において、需要リスクや土地収用など民間がコント

ロールできないリスクを民間負担とする契約条件が少なくない。適正なリスク分担に関するガイドラインが不可欠。

⑤ 入札制度の合理化

政府調達に際し、価格のみが評価対象となるケースがほとんどである。技術プロポーザルと価格プロポーザルを総合評価する仕組みが必要。

⑥ 移転価格税制

独立企業間価格算定の際のみなしマージン率が現実離れしている事例があり、是正が必要。また、事前承認制度(APA)の導入を求める。

⑦ ビザ発給の合理化

インフラ事業に携わる邦人の現地駐在に支障をきたさないよう、就労ビザの有効期間を現状の2年から3年に延長する、また、更新の迅速化を図ることが求められる。

⑧ 外貨借入規制の緩和

(3) わが国の課題

- ① 日本ブラジル経済連携協定の実現に向けたブラジル政府との協議
- ② JICA 海外投融資、中高所得国向け円借款等、ODA の柔軟な供与
- ③ 海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の投融資の活用
- ④ 移転価格税制に関する課題解決に向けた税務当局間の協議の働きかけ

2. メキシコ

(1) 関心分野

- ① 太陽光や風力、地熱等再生可能エネルギー、石炭ガス化複合発電
- ② 深海油田開発を含めた石油・ガス分野
- ④ 電気料金の低減、輸送インフラの改善
- ⑤ 中小企業、裾野産業の強化への協力

(2) ホスト国側の課題

- ① エネルギー輸出の許認可の合理化、通信分野の構造改革
- ② インフラ開発におけるプロジェクト・ファイナンスの活用

- ③ 為替リスク低減
- ④ 物流分野の外資制限の緩和
- ⑤ 税制の改善（VATの還付手続の迅速化等）
- ⑥ 治安の改善
- ⑦ 電力自由化制度の整備(遅れに対する対応)
- ⑧ 地熱発電に対するインセンティブ付与
- ⑨ 土地収用の迅速化

（3）わが国の課題

- ① エネルギー分野でのトップセールス(中央政府ならびに州政府)
- ② サポートイング・インダストリーの進出加速と育成支援

3. キューバ

（1）関心分野

- ① 火力発電所リハビリ
- ② 再生可能エネルギー
- ③ 医療
- ④ 基幹インフラ(道路、橋梁、上下水道等)

（2）ホスト国側の課題

- ① 日本キューバ投資協定の締結
- ② 直接雇用の解禁
- ③ 自動車購入税の緩和

（3）わが国の課題

- ① ODAの有効活用
- ② NEXI、JBICの中長期保健の引き受けと中長期ファイナンス

4. コロンビア、チリ

【コロンビア】

(1) 関心分野

- ① 資源・エネルギー開発(石油、石炭、ガス、ニッケル)ならびに関連インフラ整備(鉄道、道路、港湾、パイプライン)
- ② 空港
- ③ 最先端省エネ技術
- ④ 物流インフラ(コールドチェーン等)

(2) わが国の課題

- ① 政府保証の強化、ファイナンス支援
- ② 日本コロンビア EPA 早期締結に向けた交渉の加速化

【チリ】

(1) 関心分野

- ① 防災・災害対策
- ② 電力インフラ(含再生可能エネルギー)
- ③ 水資源
- ④ 衛星通信

(2) わが国の課題

JBIC 出融資の柔軟な対応、中進国を超える所得水準の国に対する円借款等の供与

IV アフリカ

1. 南アフリカ共和国

(1) 関心分野

① 電力インフラ

発電所(火力、水力、太陽光、太陽熱、風力、蓄電池)の更新・増強ならびに送電網の整備による電力不足の解消。

② 鉱物資源開発

鉄鉱石、金、コバルト、クロム、白金、石炭等の開発と関連インフラの整備(鉄道、港湾・コンテナヤード等)、衛星及び衛星データを活用した鉱物資源探査・開発。

③ 都市インフラ

配電、住宅、スマートコミュニティ、スマートエナジー

④ 通信インフラ

⑤ 南北回廊、ジンバブエ国境設備の自動化・効率化

⑥ ICT を活用した治安維持・テロ対策

(2) ホスト国側の課題

① 雇用政策の合理化

過度な黒人企業優遇政策(BEE)の緩和、就労許可の合理化(企業内転勤の就労許可の期限延長、日本人以外のアジア人に対する就労許可発給の迅速化等)

② 過度なローカルコンテンツ要求の緩和

③ 民間事業者と電力公社との間の売電契約に係るガイドラインの整備

④ 入札制度の合理化

政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくいのが実情。

(3) わが国の課題

① 中進国を超える所得水準国に対する円借款、JICA 海外投融資等の供与

- ② 現地通貨建の長期インフラファイナンスを可能にするスキームの検討
- ③ インフラ整備ならびにビジネス環境整備に関する政策対話の実施

2. モザンビーク

(1) 関心分野

- ① ナカラ回廊開発
道路・鉄道網(周辺国との連結)、港湾・コンテナヤード、発電所・送電網、石油精製プラント、オフショアガス田開発・LNG 事業、ガス化学産業、農業インフラ、国境施設の自動化・効率化
- ② マプト市の都市交通
- ③ ICT を活用した治安維持・テロ対策

(2) ホスト国側の課題

- ① 入札制度の改善
一般アンタイト円借款案件等で本邦事業者が競争力を確保すべく、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が正当に評価される入札制度の導入が不可欠。
- ② ODA 案件に対する免税措置の確実な実行

(3) わが国の課題

- ① 無償資金枠の拡大と一件あたりの無償資金供与額の拡大
- ② JICA 海外投融資の機動的かつ柔軟な供与
- ③ 現地通貨建て円借款、JBIC 出融資の実施
- ④ Equity Back Finance 円借款の実施
- ⑤ ODA 案件の免税に関する取極めならびにその遵守徹底

3. 東アフリカ(ケニア・タンザニア・エチオピア)

(1) 関心分野

- ① モンバサ港湾開発事業、モンバサ経済特区と周辺インフラ(ケニア)
道路・鉄道(周辺国との連結)、国内交通網、コンテナヤード等

- ② 地熱発電(ケニア、タンザニア、エチオピア)
- ③ 製油所能力増強(ケニア)
- ④ ガス田開発、LNG 事業および関連するパイプライン(タンザニア)
- ⑤ 産業立地(繊維産業等)(エチオピア)
- ⑥ 都市インフラ
水処理施設、上下水道、配電、住宅等
- ⑦ ICT を活用した治安維持・テロ対策

(2) ホスト国側の課題

- ① PPP 関連法制の整備
地熱発電における蒸気枯渇リスク等の分担に関するガイドライン整備
- ② 入札制度の合理化
政府調達が価格本位で行われ、技術力やライフサイクル・コスト等の要素が評価されにくいのが実情。

(3) わが国の課題

- ① 公的資金の有効活用
STEP の活用も含め、基幹インフラから人材育成までパッケージで支援。
無償資金協力の規模の拡大、JICA 海外投融資の機動的な供与、JBIC 出融資の活用条件の緩和、NEXI 保険の拡充(政府保証なし案件を含む)。
- ② インフラ資材・機材の輸入手続の円滑化に向けた技術協力
- ③ 地熱資源開発のための途上国支援スキームの構築。

4. 西アフリカ(ナイジェリア・ガーナ・コートジボワール・セネガル等)

(1) 関心分野

- ① 西アフリカ成長リング回廊
鉄道網(日本の規格の定着)、港湾・コンテナヤード、石油・ガス精製プラント、パイプライン、農業インフラ、国境施設の自動化・効率化等
- ② ガス火力発電・送電網
- ③ 都市インフラ

水処理施設、上下水道、配電、住宅等

④ テロ・治安対策

人材育成、組織及び能力強化、監視システムの強化

⑤ ガバナンス改善

警察研修・施設の拡充、電子政府等

⑥ ICT を活用した治安維持・テロ対策

⑦ 資源エネルギー(オフショア原油・ガス開発)

(2) ホスト国側の課題

① ビジネス環境整備

ビザ発給手続の迅速化・効率化、税制・行政手続の透明化等

② 周辺各国間連携、地域統合の強化

出入国管理、税関、検疫の効率化等

(3) わが国の課題

① 公的資金の有効活用

STEP の活用も含め、基幹インフラから人材育成までパッケージで支援。

無償資金協力の規模の拡大、JICA 海外投融資の機動的な供与、JBIC 出融資の活用条件の緩和、NEXI 保険の拡充。

V ロシア・NIS

(1) 関心分野

【基幹インフラ】

- ① 資源・エネルギー開発（石油、ガス、レアメタル等）
- ② LNG 輸出基地ならびにガスパイプラインの整備
- ③ 電力インフラ（送配電網の更新・近代化、再生可能エネルギー、原子力、高効率石炭火力等）
- ④ 物流インフラ（シベリア鉄道・バム鉄道等の近代化、炭鉱から輸出港までの鉄道整備、全国主要道路網の拡充、大型船の入港が可能な港湾の整備、とりわけ極東地域における既存港湾施設の拡張・近代化【例：ウラジオストク自由港の冷凍冷蔵設備整備、輸入石炭中継港湾ターミナル事業等】、不凍港の整備、国際・国内空港の近代化等）
- ⑤ 情報通信ネットワークの整備・拡充

【都市環境インフラ】

- ⑥ 上下水道の整備
- ⑦ 廃棄物処理施設の整備
- ⑧ 良質で適正価格の住居、ホテル、オフィスの増設
- ⑨ 医療クラスターの整備

【その他】

- ⑩ ガスタービン複合発電（GTCC）および熱電併給プロジェクトの推進（ウズベキスタン）
- ⑪ 繊維機械の輸出拡大（ウズベキスタン）
- ⑫ ガス化学プラントの整備（トルクメニスタン）

(2) ホスト国側の課題

- ① 行政の問題（煩雑な許認可手続き、許認可取得に要する時間の長さ、窓口毎に異なる対応、常態化している贈収賄・汚職等）
- ② 法制度の問題（曖昧で理解しにくい法解釈・運用、頻繁な変更、運用細則未整備のまま施行される新法、法改正の過渡期に生じる窓口の混乱等）

- ③ 輸出入手続きの問題（通関事業者・AEO 認定事業者等に対する 100 万ユーロもの保証金要求に伴う通関コストの増嵩、多額の不透明で煩雑な手続き、職員による恣意的な判断・対応、銀行が制裁対象となることに伴う信用状決済の未普及等）
- ④ 税制・会計制度の問題（煩雑な付加価値税・輸入税の還付手続き、国際会計基準からの乖離、煩雑な保険金支払い手続き、頻発する制度変更等）
- ⑤ 駐在員の出入国・就労に関する問題（査証・労働許可取得に要する時間の長さ、短い有効期間（通常 1 年）、頻繁な制度変更、不透明な手続き等）
- ⑥ 金融政策・金融制度の問題（金利の高止まり、不安定な通貨政策、金融制裁により煩雑化した外国金融機関との決済手続き等）
- ⑦ ロシア政府による国内産業優遇方針（輸入代替政策）
- ⑧ ウラジオストク自由港および優先的社会経済発展区域（TOR）の機能拡充（簡易ビザ制度の速やかな導入やインフラ整備の推進、特区入居時の円滑な行政手続き等）

（3）わが国の課題

- ① 政府系金融機関（JBIC、NEXI、JOGMEC）による民間プロジェクトへの機動的かつ柔軟な支援
- ② 官主導による日本技術・製品の展示会等の開催
- ③ 若手技術者の日本派遣など人材育成プログラムの推進
- ④ 専門家の現地派遣を通じた技術者の育成（NIS）
- ⑤ 円借款（含 STEP）および公的金融の迅速な付与（NIS）
- ⑥ 法制・税制整備への協力（NIS）
- ⑦ 官民一体となった案件発掘の推進（NIS）

VI 北米・欧州・豪州

1. 米国、カナダ

(1) 関心分野

- ① シェールガス開発
- ② 物流インフラ（道路、橋梁）
- ③ 電力インフラ（再生可能エネルギー、地熱、原子力、石炭ガス複合発電）
- ④ レドックスフロー蓄電池
- ⑤ 高速鉄道
- ⑥ 生命保険、損害保険

(2) わが国の課題

- ① トップセールス
- ② 石油・ガス開発・生産事業への JOGMEC 支援制度の柔軟な適用
- ③ JBIC 出融資の有効活用
- ④ 発電設備、部品等の関税引下げに向けた働きかけ

2. 欧州

(1) 関心分野

- ① 鉄道
- ② 電力インフラ（火力、再生可能エネルギー、原子力、洋上風力発電と陸地をつなぐ海底送電）
- ③ 空港、港湾

(2) わが国の課題

- ① 日 EU 経済連携協定の早期実現による EU への投資の保護・自由化、EU の公共調達市場へのアクセス確保
- ② JBIC・NEXI アンタイドプログラムの積極的活用
NEXI については、ポリティカルリスク 100%カバーの検討

3. 豪州

(1) 関心分野

- ① 鉄道(含高速鉄道)
- ② 人口増加に伴う都市インフラの拡充(都市交通、上下水道、学校等)
- ③ 電力(石炭火力発電と CO2 回収・貯留の一貫システム、水素発電、地熱、太陽光等)
- ④ ブロードバンド等、IT 基盤の整備
- ⑤ 農業、鉱業関連物流インフラ(内陸から港湾までの鉄道インフラ野拡充等)
- ⑥ LNG プラント
- ⑦ 資源エネルギー(オフショア原油・ガス開発)

(2) ホスト国側の課題

- ① 過度な労働保護政策と慢性的労働量不足に起因する人件費高騰への対策
- ② インフラ政策の一貫性確保(政権後退に伴う発注済のインフラ案件のキャンセルが生じた例がある)
- ③ 環境アセスメントのプロセスの円滑化

(3) わが国の課題

- ① 省エネ技術、高速鉄道等、わが国技術のトップセールス
- ② PPP の専門家の組成(プロジェクトマネージャー、弁護士等を擁するプロジェクトチームの構築等)

以 上